

(別添4)

三重県リハビリテーション支援センター事業（地域リハビリテーション活動支援事業）について

三重県医療保健部長寿介護課

地域リハビリテーション活動支援事業とは

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

●令和7年度以降の介護予防に関する取組予定について

地域リハビリテーション支援体制の充実

○ 高齢者の介護予防を推進するため、市町等は介護予防のための地域ケア会議や住民主体の通いの場の展開の促進をする必要があります。これらの活動には、専門職の助言・指導が必要であることから、三重県リハビリテーション情報センターに委託し、リハ職を地域ケア会議や住民主体の通いの場等へ安定的に派遣できる体制を構築し、円滑に市町等とリハ専門職団体が連携して介護予防の取組を推進できるよう体系的な支援体制を整備します。

行政等の相談窓口

三重県

三重県地域リハビリテーション推進協議会

設置

次に掲げる事項を協議・検討

- (1) 三重県リハビリテーションセンター事業について
- (2) 三重県地域リハビリテーション連携指針の改定について
- (3) 地域包括ケアシステムに資するリハビリテーションのあり方について



三重県リハビリテーション支援センター
(三重県リハビリテーション情報センター)

センターの役割は、次に掲げる事項のとおり

- (1) 関係団体、医療機関との連絡・調整、三重県行政への支援等
- (2) リハビリテーション資源の調査・情報収集

(主な事業内容)

- ・市町・地域包括支援センターからの相談対応・派遣調整
- ・市町・地域包括支援センター等への研修

協力施設



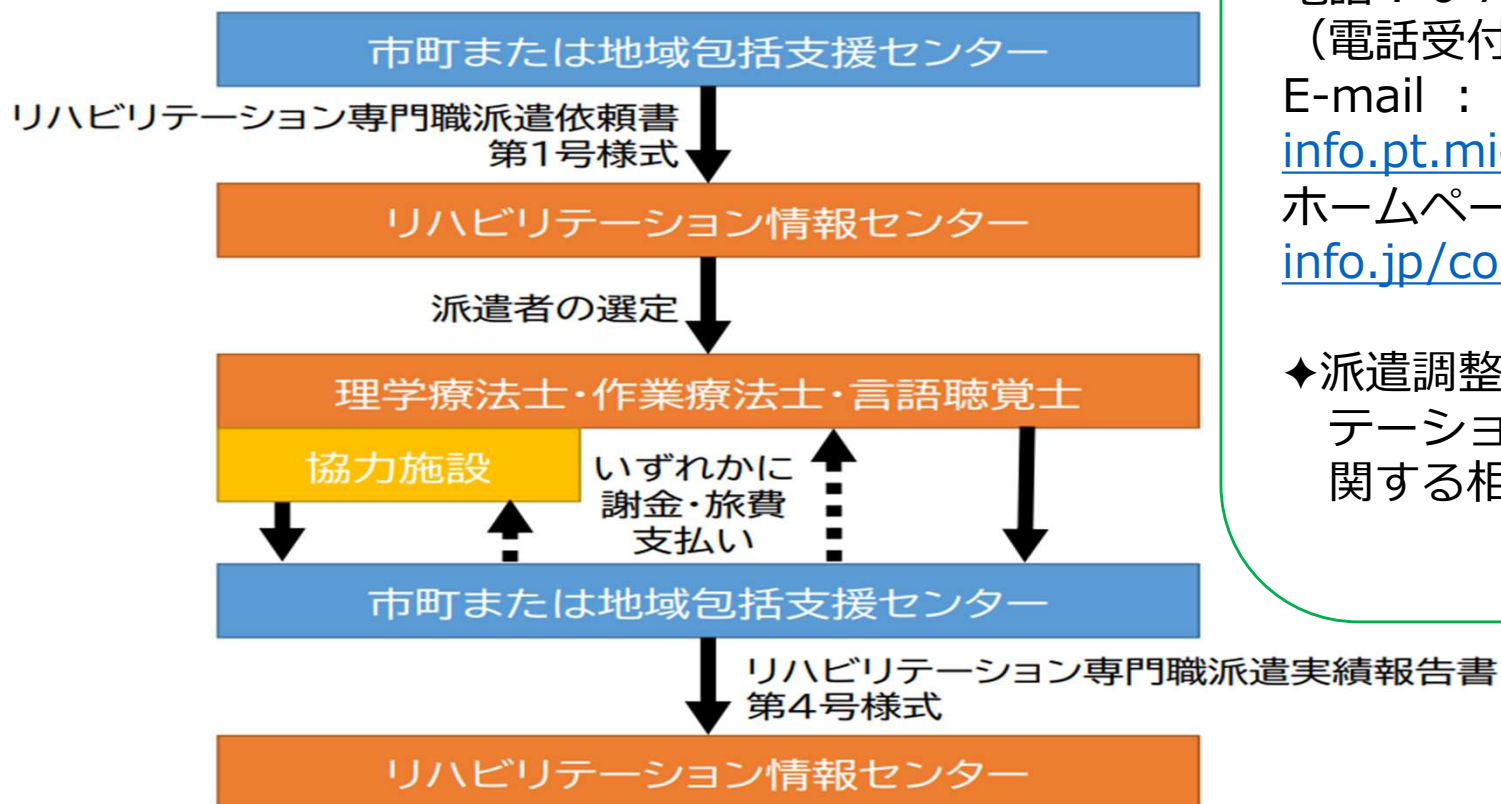
市町・広域連合 地域包括支援センター

<専門職の支援による介護予防活動の展開>
○地域ケア会議 ○住民主体の通いの場 等

●(参考)事業利用の流れについて [三重県リハビリテーション情報センター HPから引用]

※派遣に係る経費（報償費及び旅費）
は、市町負担です。

住民運営通いの場、通所・訪問における リハビリテーション専門職の派遣



[お問い合わせ先]

三重県リハビリテーション情報センター

電話：070-4101-6233
(電話受付時間：月・水 9:30~15:00)

E-mail：
info.pt.mie@kdn.biglobe.ne.jp
ホームページ：https://mie-riha-info.jp/community_support.php

◆派遣調整のほか、地域リハビリテーション活動支援事業等に関する相談も可能。

